

藤沢市公正入札調査委員会設置要領

制 定 平成 9年5月6日

改 正 平成12年4月1日

改 正 平成15年4月1日

改 正 平成22年4月1日

改 正 平成25年4月1日

改 正 令和 2年6月1日

(趣旨)

第1条 建設工事等の入札の適正な執行を期し、入札の公正を害すべき行為及び入札談合に関する情報を得た場合並びに談合の疑義が生じた場合に対する確な対応を行うため、藤沢市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、工事等の入札について、入札の公正を害すべき行為又は入札談合に関する情報があった場合若しくは開札結果において談合の疑義が生じた場合には、次の事項を調査審議する。

- (1) 情報の真偽についての調査及び関係者に対する事情聴取の実施
- (2) 入札の中止又は延期、その他の対応方法についての決定
- (3) 公正取引委員会への通報についての決定

(構成)

第3条 委員会は財務部長を委員長、総務部長を副委員長とし、藤沢市工事業者等選考委員会設置規程（平成9年藤沢市訓令甲第6号）別表に掲げる工事業者等選考委員会の委員をもって構成する。

(職務)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、入札の公正を害すべき行為又は入札談合に関する情報があった場合若しくは開札結果において談合の疑義が生じた場合に、必要に応じて委員会を召集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、契約担当課に置く。

附 則

この要領は平成 9年5月6日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和 2年6月1日から施行する。